

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和6年3月5日	令和6年3月19日	24区役所における、情報漏洩事務処理誤りを無くす為の必要な人員確保を24区長や副区長は行わないのかわかるもの 総務局と話し合いはされているが効果が出ていない為（西成区役所所管分）	不存在	号	西成区役所	総務課
令和6年3月7日	令和6年3月21日	大阪市職員は、わかりやすく＝違う意味、内容になる（国保の被保険者の定義や除外要件を法律とは違う意味にする事等）が同じ意味であるとしているが詳細がわかるもの （西成区役所所管分）	不存在	号	西成区役所	総務課
令和6年3月7日	令和6年3月21日	大阪市職員は、わかりやすく＝違う意味、内容になる（国保の被保険者の定義や除外要件を法律とは違う意味にする事等）が同じ意味であるとしているが詳細がわかるもの （西成区役所所管分）	不存在	号	西成区役所	窓口サービス課（保険年金：保険）
令和6年3月8日	令和6年4月19日	令和6年3月21日付け大西成保生第1891号「公開決定等の期限の特例通知書」の公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき公開決定をする期間内に公開決定等をする部分（15グループのうち、分館1グループ及び分館2グループ分） 平成30年度 医療扶助（通院移送費）に関する ・保護変更【医療扶助（通院移送費）】申請書 ・給付要否意見書 ・医療扶助移送費支給検討表 ・保護決定調書（一時扶助用） ・移送費（通院交通費）支給申請書 ・通院回数証明書 ・ケース記録票 ・挙証資料 ・支出負担行為決議兼支出命令情報 ・生活保護法にかかる一時扶助費請求申出書 ・総合口座振替明細情報	部分公開	1 2 号	西成区役所	保健福祉課（生活支援）

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和6年3月13日	令和6年3月27日	大阪市への寄付金（物品含む。）（納税義務を追わない、ふるさと納税以外）の年度別推移がわかるもの（各所属ごと。最低過去7年間分の年度別金額の増減がわかるもの。）（西成区役所所管分）	不存在	号	西成区役所	総務課
令和6年3月13日	令和6年3月27日	大阪市への寄付金（物品含む。）（還付や控除、返礼品を求めないふるさと納税以外）の年度別推移がわかるもの（各所属ごと。最低過去7年間分の年度別金額の増減がわかるもの。）（西成区役所所管分）	不存在	号	西成区役所	総務課
令和6年3月20日	令和6年4月3日	毎年区役所等、市の施設で国の時期に見かける「小学生の税に関する書道展」がどの区役所でも行われていないが、納税協会等から展示の依頼がない時に、なぜないのかの確認をしない理由がわかるもの（西成区役所所管分）	不存在	号	西成区役所	総務課
令和6年3月21日	令和6年3月29日	大阪市職員達は情報公開制度において、根拠、理由をどう理解しているのかわかるもの。 いつも間違えた考えをそのまま、根拠、理由としている担当部署が法令や制度、専門的知識を使い解説しないから回答してきたものをどの法令で定められているのか国保の被保険者の定義や除外要件を法律とは違う意味にする事等について市民の声や情報公開で求めても無しや不存在としか回答してきたのではそもそも市民の声や情報公開制度を平野区、23区役所、福祉局等は間違えているのでは？ 日本人として、社会人として、人として市民に回答しないのは市民を人として扱わない差別しているからでは？ （西成区役所所管分）	不存在	号	西成区役所	窓口サービス課（保険年金：保険）

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和6年3月22日	令和6年4月3日	IRを誘致するなら、行政の事務処理誤りを無くさないと日常的に多く、他の自治体と比べても多く対策をしても効果すらないのは、今からカジノで遊ぶ金を組織的につくっているのでは？違うのであれば、決裁者の基準が不適切過ぎるので改めるべきであるお金の事務処理誤りを無くせない理由がわかるもの (24 区役所の福祉局及び子ども青少年局所管業務において) (西成 区役所所管分)	不存在	号	西成区役所	窓口サービス課 (管理) 保健福祉課 (保健) 保健福祉課 (子育て支援) 保健福祉課 (生活支援) 保健福祉課 (福祉)
令和6年3月28日	令和6年4月9日	市民の声の主旨と回答がまったく合わない、福祉局、市民局、24区役所職員の原因は法律の知識不足であるにも法律の勉強をさせて市民の声を回答させない理由 (西成区役所所管分)	不存在	号	西成区役所	総務課